

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について（通知）」について

居宅介護支援

＜サービス担当者会議・モニタリングについて＞

基本方針

利用者または同居人に呼吸器等の内部疾患がある、または怪我や疾病の影響で体力・免疫機能が低下している等、感染の危険性が高いとケアマネージャー、地域包括支援センター職員、医療機関関係者が判断した場合は以下の例による。その際は支援経過に必ず「新型コロナウイルス感染症予防のため」であることを明記すること。それ以外の場合は事前に本人の体調を確認し、感染予防の対策を取った上で通常のサービス担当者会議、モニタリングを実施すること。

Q1 サービス担当者会議は必ず実施しなくてはいけな

A 利用者本人・家族の意向をケアマネージャーや地域包括支援センターの職員が確認すれば、サービス提供事業所や医療機関等関係者へ文書（FAX、メールも含む）での照会により意見を求めることで可とする。

Q2 利用者本人が入院中であり、医療機関から感染防止のため面談が禁止されている場合、本人の意向の確認はしなくてもよい

A 退院直後にサービスを開始する必要がある際は、家族の意向や医療機関担当者の意見を参考の上、暫定的にケアプランを作成し、面談可能となった後にケアプランを見直すことで可とする。

Q3 利用者本人と面談ができないため、ケアプランに同意の署名・押印がもらえない場合でもサービス提供を開始してよい

A 郵送によるやり取り、家族による代理署名等ができない場合は、電話やFAX等で同意を確認すれば可。なお面談可能となった後に署名・押印を求めること。署名・押印の日付については、遡った日付ではなく、実際に署名・押印をもらった日付を記載すること。

Q4 利用者の体調不良、または感染予防のため面談を拒否された場合のモニタリングは

A 利用者本人に直接面会せず、同居家族からの状況の聞き取り、電話やFAXを使って状況を把握した場合でも、その内容・経過を記録することによりモニタリングを実施した取扱いとする。

Q5 直接面談しないモニタリングの場合は運営基準減算となるのか

A 支援経過に新型コロナウイルス感染予防の観点から直接面談しなかったことを明記することにより、運営基準減算に該当しないものとする。

全サービス共通

<運営基準及び報酬加算要件に規定されている会議・地域連携について>

基本方針

新型コロナウイルス感染症終息までは電話・メール等を利用した打ち合わせや資料配布をもって代えることとして差し支えない。なお打ち合わせ内容や配布した資料を議事録の代わりに記録・保管すること。

Q6 運営基準により開催期間が規定されている会議は延期することが可能か。

A 一か月程度の延期は可能だが、開催時期の予定が立たない場合は電話・メール等を利用した打ち合わせや資料配布を実施し、会議の代わりとすること。

<処遇改善加算、特定事業所加算等の要件となる外部の職員研修の実施について>

基本方針

予定していた外部研修が開催中止となった場合は、新型コロナウイルス感染予防のため、その旨を記録すれば加算の要件は満たすものと判断する。

<通所事業所で予定しているイベントの開催について>

基本方針

花見や散歩等不特定多数との接触が見込まれる外出については中止が望ましい。また利用者を連れたる外出は、人込みを避ける等配慮すること。

<感染者の発生に備えた協力医療機関との連携について>

基本方針

感染者が発生した場合の対応について、事前に協力医療機関と調整を行い、迅速な対応ができるよう努めること。